

■事業 者 名 株式会社〇〇〇
 ■実 施 日 令和7年2月27日
 ■事業 所 番 号
 ■事業 所 名 デイサービスセンター〇〇〇

指摘項目 1	項目	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (従業員の員数)	参考 「桜井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」 第59条の3第1項1号
	指摘内容	生活相談員の配置時間が、配置基準に満たない提供日が見受けられました。 生活相談員は、提供日ごとに、提供時間帯に勤務している時間数の合計数を、提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上になるように配置する必要があります。それに満たないままのサービス提供は人員基準違反ですので、必ず配置してください。	
	報告内容（改善結果等）		